

岐阜県聴覚障害者情報センターだより 第6号

2009.3



〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南 5-14-53

岐阜県民ふれあい会館 第1棟 6階

FAX: 058-275-6066 TEL: 058-213-6786

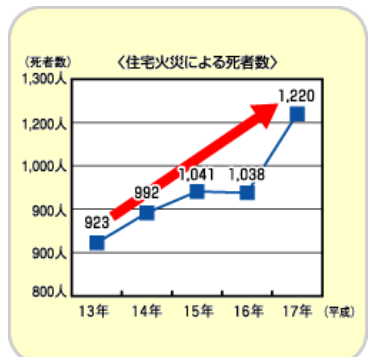
http://www3.pref.gifu.lg.jp/pref/di-center/index.html E-mail: gifudeafcenter@waltz.ocn.ne.jp

火災警報器の設置が義務化に

平成16年度に消防法が一部改正され、新築住宅は平成18年6月から、既存住宅は市町村条例で定める日から適用となります。岐阜県全域は平成23年5月31日までに設置が必要となります。

Q. なぜ必要になったの？

住宅火災による死者低減のために必要最低限の設置を義務化しました。
住宅火災による死者数は年々増加傾向にあり、約63%は逃げ遅れが原因。
さらに約57%の方が65歳以上の高齢者というデータがあります。



Q. 設置する場所は？(イラスト参照)

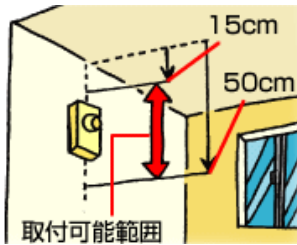
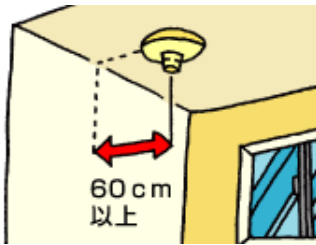
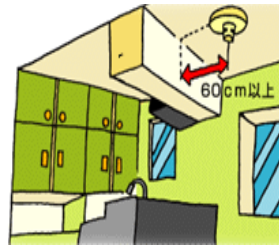
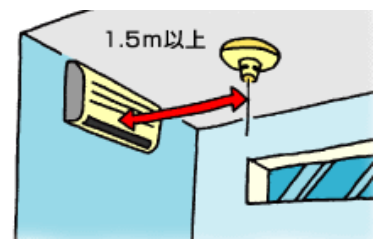
寝室と寝室がある階の階段には設置しなくてはなりません。(寝室が避難階となる場合は除く) 詳しくは各地区の消防本部にお問い合わせ下さい。



Q. 購入・取付の注意は？



ホームセンターなどで購入できます。値段は5千円～1万円程度の物まであります。
購入する際には規格に適合したものを購入しましょう。NSマークが付いている事が
目安です。取付位置は次のページのイラストを参考にして下さい。個人でも取付けで
きますが、不安な場合は業者にお任せするといいかもかもしれません。

かべとりつ ばあい
壁取付けの場合てんじょうとりつ ばあい
天井取付けの場合はり ばあい
梁がある場合ふきだくち ばあい
エアコンの吹出し口がある場合

Q. 火災警報器の種類は？

煙式と熱式があります。寝室や階段には煙式を取り付けてください。付属の専用電池を使用するものと、電気を使用するものがあります。電池式の物でも約10年間は動きます。また電池交換をお知らせしてくれる機種もあります。高齢者の方、目や耳の不自由な方には、音や光の出る補助警報装置の増設をおすすめします。



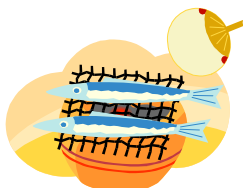
(画像提供：社団法人日本火災報知機工業会)

Q. 火災警報器のお手入れ方法は？

- 火災警報器が汚れた場合は、中性洗剤を浸し固く絞った布などで軽く拭いてください。
- 電池式タイプは、電池交換を忘れずに！。交換時期を知らせてくれる機種もあります。
- 定期的に作動確認を！火災警報器についている「引きひも」や点検用のボタンを押して動作確認をしましょう。目安は6ヶ月に1回程度です。

その他の注意事項

火災以外の煙でも作動する事があります。
例えば魚を焼いた時の煙や、タバコの煙、煙が発生するタイプの殺虫剤など...



ご注意下さい！

この法改正に便乗し、火災警報器を高額な値段で販売したり、消防署から来た名乗る人物には注意して下さい。消防職員が火災警報器を直接販売することはありません。

もし、このような訪問がありましたら、社団法人岐阜県聴覚障害者協会、岐阜県聴覚障害者情報センターまで、ご連絡ください。

(社)岐阜県聴覚障害者協会



058-274-1800(FAX)



058-278-1301(TEL)

岐阜県聴覚障害者情報センター



058-275-6066(FAX)



058-213-6786(TEL)



せいかつこうぎ 生活講座あれこれ



てづく 手作りリース

2008/11/19 日開催



こちらはクリスマスに向けてのリース作りの様子です。やはり女性の人気が高く、参加者もご覧のとおり。

出来上がった作品は、どれも個性的なものばかりです。



え て が み ねんがじょう 絵手紙で年賀状

2008/12/3 日開催



こちらも人気が高い絵手紙シリーズのひとつです。色彩豊かな年賀状がズラリと並びました。



なわつく しめ縄作り

2008/12/27 日開催



年末特別企画として、しめ縄作りを開きました。想像より立派なしめ縄が完成し、皆さん、満足の様子でした。



聴覚障害者セミナー

◇11/29(土)《ろう者の歴史とろう文化》(県)

手話文化村代表の米内山明宏氏をお招きし、「ろう者の歴史とろう文化」というテーマで2時間半熱く語っていただきました。参加者の皆さんも米内山さんの話にすっかり引き込まれた様子でした。寄せられた感想をご紹介します。



■今回初めて聴覚障害者セミナーに参加したところ中年以上の方が多数でした。健聴者は日本史・世界史は小・中・高・大学までの必須科目として受けます。しかしろう(児)の立場は聾史を授業で学んでいないため、社会に出てからろう者同士でわずかに聾史を教えてもらいます。現在の日本聾史学会ではそれぞれの研究に専念しています。気付いた事は全米には黒人ろう者の人数が少ないということです。これは確かです。何故白人ろう者が多いのでしょうか？黒人は開拓時代にアフリカからやって来て、各所へ分散して奴隷生活をしました。そのため黒人は先祖のろう遺伝子の伝わり方が少ないのではないのでしょうか？比較すると、白人の場合は分散がなく先祖のろう遺伝子が伝わっているのでしょう。面白いろう医学です。

■米内山さんの講演は、ユーモアがあって笑いあり泣きありのお話でした。ろう者の歴史と文化のお話にはすごく圧倒され、初めて知ることがいっぱいあって本当に良かったと思いました。昔のろう者たちがいろいろなことを経験し運動してきたからこそ今の私達があるので、みんなに伝授していけたらと思いました。まだまだ知りたいことがいっぱいあり時間が足りないくらいでした。今度又の機会があったら是非参加してみたいです。

◇1/18(日)《裁判員制度》(飛騨圏域)

裁判員制度についての講演会が岐阜地方裁判所高山支部で開かれました。講師2名に来ていただき、参加者30名で裁判員制度について色々学びました。今年の5月21日には本格的に制度がスタートになります。私達、聴覚障害者も裁判員に選ばれるかもしれません。

専門語が多くて難しい内容もありましたが、講演に集中して制度を勉強しました。聴覚障害者が選ばれたら、手話通訳をつけていただいてコミュニケーションをとりながら6人の裁判員と裁判官の皆さんと一緒に被告人が有罪なのか？無罪なのか？有罪の場合は何年の刑にするのか？執行猶予をつけるのかどうか？などを決めなければなりません。自分に来るのかどうか？とても不安になりましたが、裁判官からアドバイスもあるし裁判員6人で意見交換をすることが説明され安心しました。終了後は裁判所も見学できて、とても良い勉強になりました。



情報センターブログをご利用ください。
字幕付映画情報や、生活講座の案内など情報が満載です。
携帯でも見る事ができますよ♪

パソコンからは <http://gifudeaf-center.no-blog.jp/blog/>

